

第512回川越市農業委員会総会議事録 (公開用)

川 越 市 農 業 委 員 会

第 5 1 2 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和 8 年 7 月 2 7 日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9 時 1 5 分
- 4 閉会時刻 午前 9 時 5 5 分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 1 7 名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		1 0	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		1 1	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		1 2	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	出		1 3	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		1 4	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		1 5	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		1 6	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		1 7	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
副事務局長	小野寺 雅樹	主 査	森井 孝信
主 幹	長嶋 幹生	主 事	堀口 優衣
副 主 幹	河合 將人	主 事	三ツ橋 健
副 主 幹	鈴木 信幸		

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和8年7月27日第512回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 新井 計男

委員 大野 豊作

委員 永堀 知巳

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 6 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 3 件、6 筆、5 7 7 . 3 9 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 5 件、2 3 筆、5 , 6 9 4 m²である。農地改良届については、合計 3 件、5 筆、1 , 7 9 0 m²である。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、4 筆、2 4 4 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 7 件、5 7 筆、6 1 , 1 1 6 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 7 件、1 1 3 筆、6 5 , 3 6 3 . 2 2 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計 1 件、4 筆、2 , 3 1 4 m²である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計 8 件、8 4 筆、8 2 , 4 9 5 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19

条第3項の規定による農用地利用集積等促進

計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数1件、筆数4筆、面積4,228㎡についての意見照会があった。

整理番号1番は、年齢49歳、農業従事日数300日以上、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約259アールである。

以上のことから、整理番号1番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案は、件数 6 件、筆数 11 筆、面積 6,992 m²についての申請があった。

整理番号 1 番と 2 番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。経営拡張のための所有権移転で、整理番号 1 番は 2 筆、840 m²、整理番号 2 番は 1 筆、1,000 m²、合計 1,840 m²の申請である。譲受人は、現在 57 歳で、農業従事日数は年間 150 日以上、約 53 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 600 m である。

整理番号 3 番については、経営拡張のための所有権移転で、5 筆、3,960 m²の申請である。譲受人は、現在 83 歳で、農業従事日数は年間 300 日以上、家族とともに、約 64 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 km である。

整理番号 4 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、185 m²の申請である。譲受人は、現在 77 歳で、農業従事日数は年間 150 日以上、家族とともに約 146 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通

作距離は約 6 0 0 m である。

整理番号 5 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、9 5 6 m²の申請である。譲受人は、現在 7 1 歳で、農業従事日数は年間 2 0 0 日以上、約 9 1 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 2 0 m である。

整理番号 6 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、5 1 m²の申請である。譲受人は、現在 3 7 歳で、農業従事日数は、年間 3 0 0 日以上、家族とともに、約 1 4 4 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 0 m である。

以上のことから、整理番号 1 番から 6 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「はじめに、整理番号 1 番と 2 番について、調査報告する。7 月 1 9 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 5 7 歳で、農業従事日数は、年間 1 5 0 日以上、約 5 3 アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、

申請地においては水稻を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと思う。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号１番と２番について、７月１９日に農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、いずれも先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと思う。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号３番について、調査報告する。７月１５日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためであるが、以前から、譲受人が耕作する農地である。譲受人は、現在８３歳で、農業従事日数は、年間３００日以上、約６４アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においては水稻を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと思う。皆さんの慎重な審議をお願いします。」

との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、7月15日に農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、いずれも先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積494㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のため、1筆、494㎡の申請である。申請人は借家にて暮らしている。現在の住

まいを退去することになったことから、住宅の建築を計画した。そこで、耕作地に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため、不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番については、立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第４号議案は、件数９件、筆数１４筆、面積５，７２５㎡についての申請があった。

事務局は「整理番号１番については、住宅新築のための所有権移転で、１筆、２５０㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。障害のある姉の介護の負担を軽減するためにバリアフリー住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第２種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号２番については、車両置場に使用のための所有権移転で、１筆、４９９㎡の申請である。譲受人は自動車販売を営んでいる。現在賃借している車両置場を所有者へ返却することになったため、新たな車両置場を必要としている。そこで、既存の車両置場に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、車両置場として使用するとの申請である。農地区分については、第２種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画である。

整理番号３番については、資材置場及び駐車場に使用のための所有権移転で、１筆、３０７㎡の申請である。譲受人は昭和４４年９月に株式会社を設立し、工業用塗料や塗装機器の販売を主な業務としている。現在、業務拡張に伴い増加した資材と車両置場がないため、新たに資材置場と車両置場を

必要としている。そこで、本社に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、車両及び資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画である。

整理番号4番については、倉庫兼事務所併用住宅新築のための所有権移転で1筆、1,546㎡の申請である。譲受人は平成元年2月に有限会社を設立し、建築工事の設計、請負及び施工を主な業務としている。現在の事務所敷地が県道川越所沢線の拡幅のため移転せざるを得なくなったため、新たな土地を必要としている。そこで、現在の事務所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、倉庫兼事務所併用住宅として使用するとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から汲取槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号5番については、資材置場及び駐車場に使用のための所有権移転で1筆、297㎡の申請である。譲受人は平成17年8月に株式会社を設立し、住宅設備機器の販売及び設計、施工を主な業務としている。現在業務拡張に伴う資材や業務用車の増加に伴い、既存敷地が雑然としているため、新たに資材置場と駐車場を必要としている。そこで、事務所に隣接する申請地が適地と考え、売買にて取得し、資材置場及び駐車場として使用するとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷

地内に自然浸透させる計画である。

整理番号6番については、資材置場に使用のため賃借権設定で1筆、1,646㎡の申請である。譲受人は平成15年3月に有限会社を設立し、土木、建築工事の設計及び施工を主な業務としている。賃借している資材置場が契約満了につき、貸主に返却したため、現場や協力会社の置場に資材を仮置きしていることから、新たな資材置場が必要になっている。そこで、主要幹線道路にもアクセスしやすい申請地を適地と考え、賃借により資材置場として使用するとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で6筆、322㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。結婚予定であるため、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号8番については、建売住宅新築のための所有権移転で、1筆、361㎡の申請である。譲受人は昭和56年5月に株式会社を設立し、不動産業を主な業務としている。県道川越栗橋線や国道254号線近郊の川越市北部にて建売住宅の建築を計画している。そこで、国道に近く、生活利便性

の 高 い 申 請 地 が 適 地 と 考 え 、 宅 地 と 一 体 で 売 買 に て 取 得 し 、
建 売 住 宅 を 4 棟 建 築 す る と の 申 請 で あ る 。 （ 合 計 敷 地 面 積 9
6 6 . 0 9 m² ） 農 地 区 分 に つ い て は 、 第 2 種 農 地 と 考 え ら れ
る 。 排 水 に つ い て は 、 管 理 者 の 同 意 を 得 て 、 公 共 下 水 道 へ 放
流 す る 計 画 で あ る 。 雨 水 に つ い て は 、 敷 地 内 に 浸 透 ト レ ン チ
を 設 置 す る 計 画 で あ る 。

整 理 番 号 9 番 に つ い て は 、 住 宅 新 築 の た め の 所 有 権 移 転 で 、
1 筆 、 4 9 7 m² の 申 請 で あ る 。 譲 受 人 は 実 家 に て 暮 ら し て い
る 。 現 在 の 住 ま い が 手 狭 に な っ て き た こ と か ら 、 住 宅 の 建 築
を 計 画 し た 。 そ こ で 、 実 家 に 近 い 申 請 地 が 適 地 と 考 え 、 売 買
に て 取 得 し 、 住 宅 建 築 を 行 う と の 申 請 で あ る 。 農 地 区 分 に つ
い て は 、 第 2 種 農 地 で あ る と 考 え ら れ る 。 排 水 に つ い て は 、
管 理 者 の 同 意 を 得 て 、 公 共 下 水 道 へ 放 流 す る 計 画 で あ る 。 雨
水 に つ い て は 、 敷 地 内 に 浸 透 枡 を 設 置 す る 計 画 で あ る 。

以 上 の こ と か ら 、 整 理 番 号 1 番 か ら 9 番 に つ い て は 、 そ れ
ぞ れ 立 地 基 準 と 一 般 基 準 と し て 許 可 で き な い 場 合 が 規 定 さ れ
た 農 地 法 第 5 条 第 2 項 各 号 に 該 当 し な い た め 、 総 合 意 見 と し
て 県 へ 許 可 相 当 で あ る と の 意 見 を 付 す こ と で よ ろ し い か 、 お
伺 い す る 。

議 長 は 、 委 員 に 意 見 を 求 め た 。

委 員 か ら 「 整 理 番 号 4 番 に つ い て 、 調 査 報 告 す る 。 7 月 1
7 日 に 、 譲 受 人 と 申 請 代 理 人 か ら 話 を 伺 っ た 。 申 請 の 目 的 は
倉 庫 兼 事 務 所 併 用 住 宅 に 転 用 す る た め で あ る 。 譲 受 人 は 、 平
成 元 年 2 月 に 有 限 会 社 を 設 立 し 、 リ フ ォ ー ム を 中 心 に 建 設 業

を営んでいる。現在の事務所敷地が県道川越所沢線の用地買収のため移転せざるを得なくなったため、その移転先として考えている。現在は駐車スペースが不足しており、通勤用駐車場として3台分借りていることに加えて、営業車と通勤用自動車を入れ替えて対応しており、来客用駐車場も備えていないことから、営業車の空きスペース等を利用している。また、搬入資材の荷下ろしスペースもなく、業務拡張に伴い倉庫スペースも不足していることから、大変効率が悪いため、移転先については現在よりも規模を拡大させたいとのことである。申請地は現在の事業所から5 kmの範囲にあり、これまで同様社員の通勤にも支障がなく、必要な駐車スペースを確保でき、倉庫の拡張等にも対応できることから、選定したとのことである。また、申請地では県の緑化計画に基づき緑地を25%確保することに努め、雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画で、川越市河川課と事前協議済みである。排水については合併浄化槽から汲取槽へ放流する計画である。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、調査報告する。7月23日に、譲受人と申請代理人から話を伺った。申請の目的は資材置場に転用するためである。譲受人は、平成15年3月に有限会社を設立し、宅地造成・舗装工事等を主な事業とし

ている。これまで使用していた資材置場の賃貸期間が終了したため、新たに資材置場を必要としているとのことである。

現在は自社専用の資材や機材の置場がないことから、現場置きや協力会社に管理していただいている状況で、資材、機材を分散保管している現状では、作業効率が大幅に低下しており、資材管理も不安定になっているとのことである。申請地は主要幹線道路へのアクセスが良好で、幅員約 6 m の 2 車線道路に接していることから車両の進入・退避が容易であり、隣地は既に他社の資材置場があることから、周辺環境や用途と同様に使用することができ、資材、重機、建材の保管に十分なスペースも確保できることから、本申請地を選定したとのことである。また、申請地は砂利敷きとし、雨水については、敷地内に貯留浸透の敷地内処理を設置する計画で、川越市河川課と事前協議済みである。排水設備はないが、排水による周辺農地への影響は少ない見込である。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 9 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号 4 番と 6 番については「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えない

こと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の
挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号1番から9
番について総合意見として許可相当と意見を付すことに決定
する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第512回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和8年8月25日

議 長 渋谷 武

委 員 新井 計男

委 員 大野 豊作

委 員 永堀 知己
